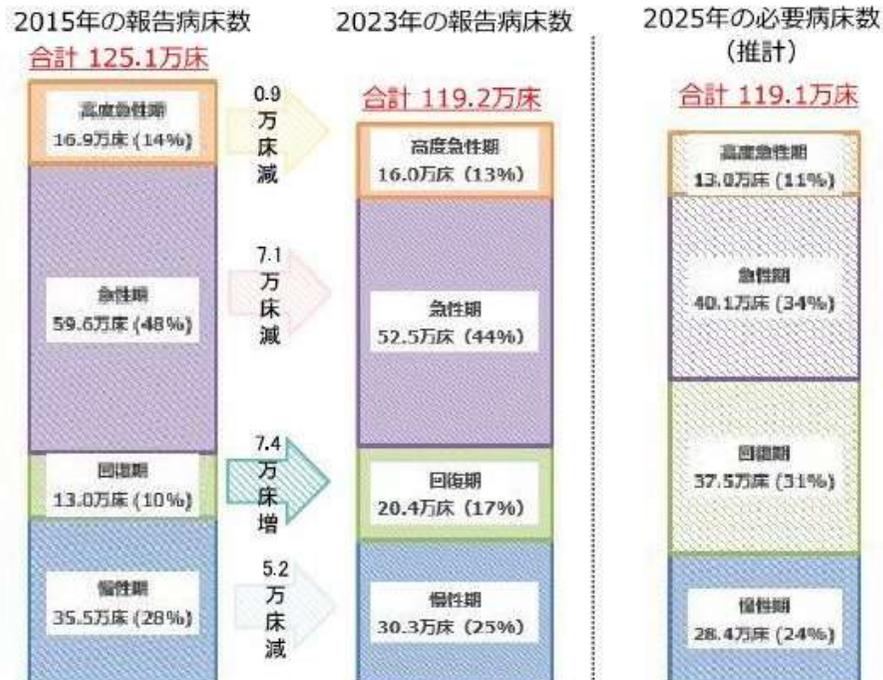


現行の地域医療構想

病床の機能分化・連携

- 団塊の世代が全て75歳以上となる2025年に向けて、高齢者の医療需要が増加することが想定される。
- 約300の構想区域を対象として、病床の機能分化・連携を推進するための2025年に向けた地域医療構想を策定。

<全国の報告病床数と必要病床数>



※ 病床機能報告の集計結果と将来の病床の必要量は、各構想区域の病床数を機械的に足し合わせたものであり、また、それぞれ計算方法が異なることから、単純に比較するのではなく、詳細な分析や検討を行った上で地域医療構想調整会議で協議を行うことが重要。

新たな地域医療構想

入院医療だけではなく、外来医療・在宅医療、介護との連携、人材確保等を含めた地域の医療提供体制全体の課題解決を図る地域医療構想へ

- 2040年頃に向けて、医療・介護の複合ニーズ等を抱える85歳以上の増加、人材確保の制約、地域差の拡大が想定される。
- 増加する高齢者救急・在宅医療の需要への対応、医療の質や医療従事者の確保、地域における必要な医療機能の維持が求められる。

- 病床の機能分化・連携だけでなく、外来医療・在宅医療、介護との連携、人材確保等を含めたあるべき医療提供体制の実現に資する新たな地域医療構想を策定。

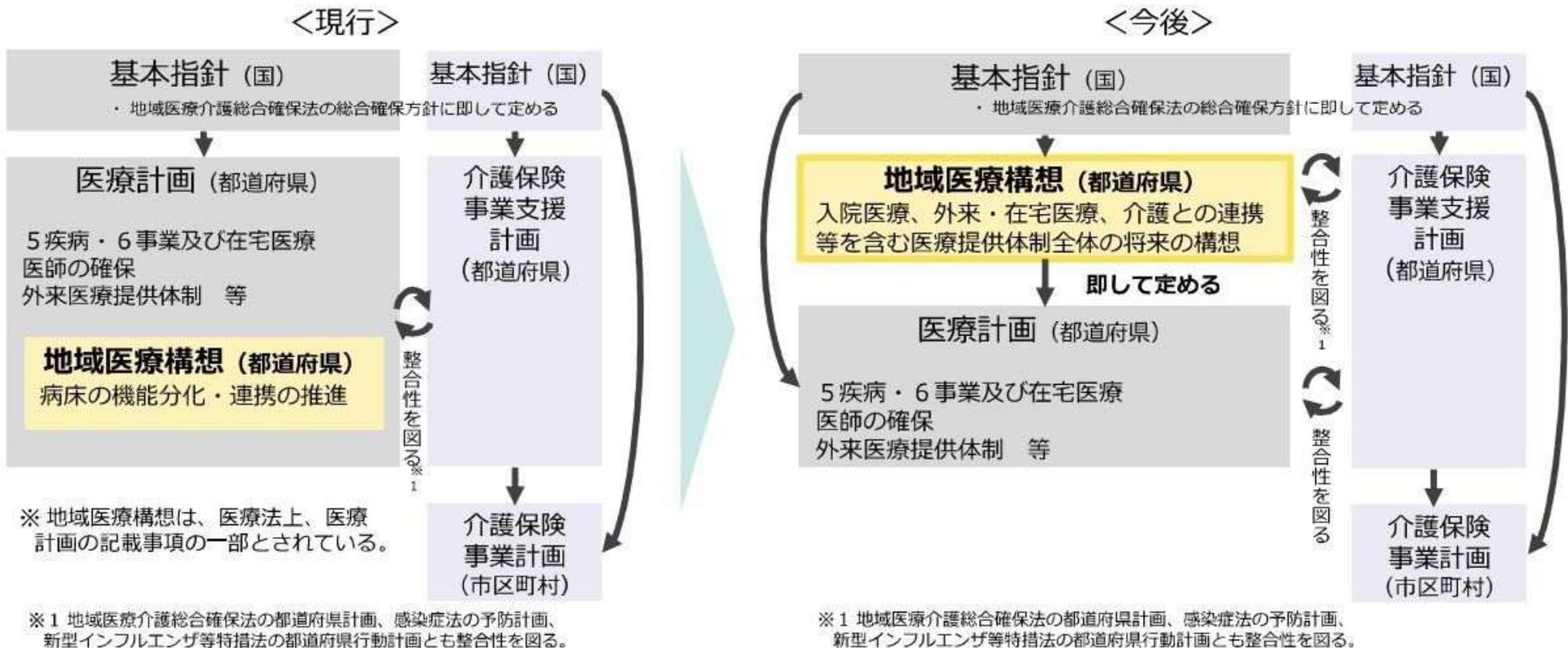
- 2040年やその先を見据えて、地域の実情に応じて、「治す医療」を担う医療機関と「治し支える医療」を担う医療機関の役割分担を明確化し、医療機関の連携・再編・集約化を推進することが重要。
このため、病床の機能分化・連携に加え、
 - ・ 地域ごとの医療機関機能 (高齢者救急の受入、在宅医療の提供、救急・急性期の医療提供等)
 - ・ 広域な観点の医療機関機能 (医育及び広域診療等の総合的な機能) の確保に向けた取組を推進。

<今後のスケジュール>

- 令和 7年度末 新たな地域医療構想に関するガイドラインの作成(国)
※精神医療におけるガイドラインは令和8年度中に作成(国)
- 令和 8年度～ 現状分析、将来の病床数の必要量の推計
- 令和 9年度～ 医療機関の機能分化・連携などの議論
- 令和10年度中 地域医療構想の策定(県)

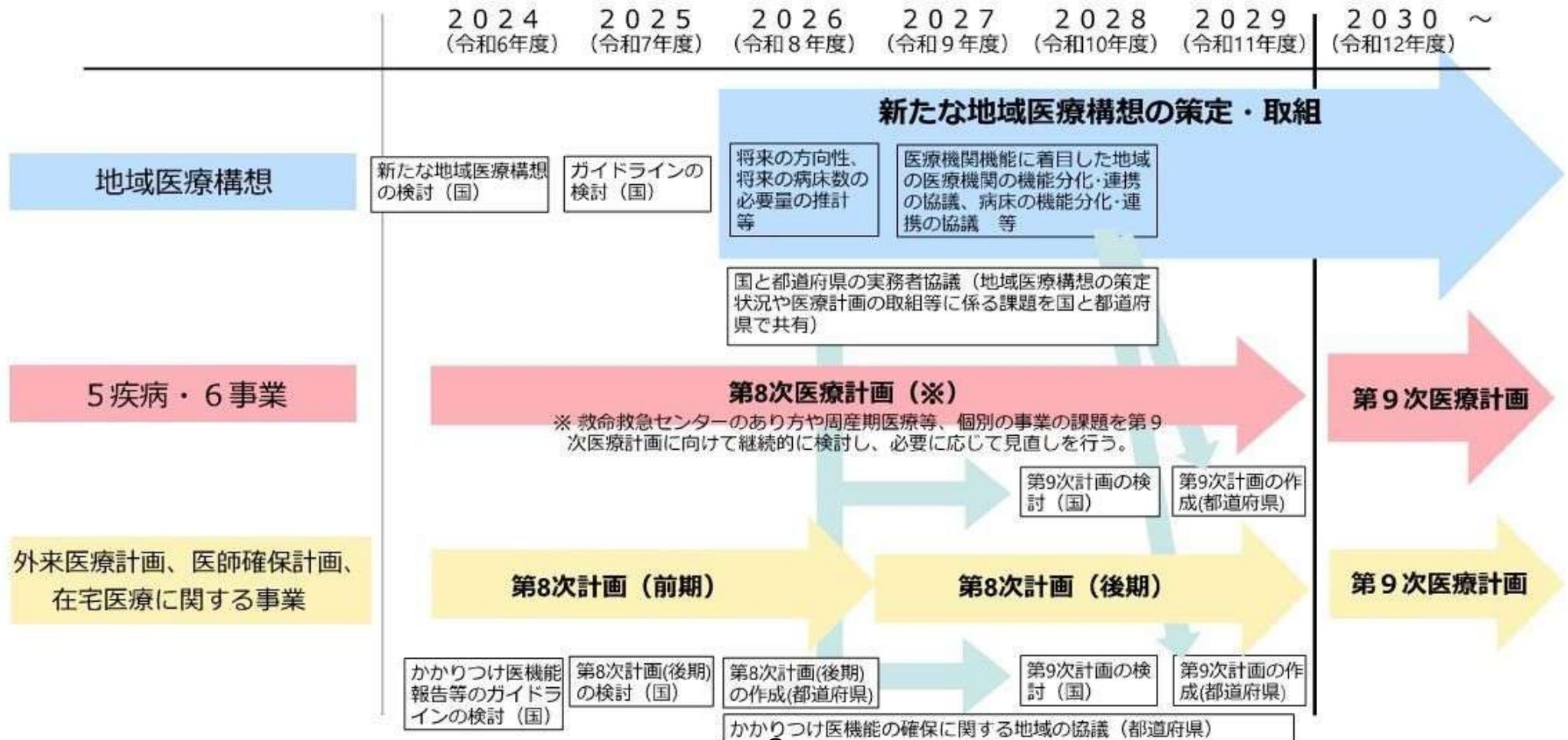
新たな地域医療構想と医療計画の関係の整理 (案)

- 新たな地域医療構想について、入院医療だけでなく、外来・在宅医療、介護との連携等も含めた医療提供体制全体の地域医療構想とする方向で検討を行っており、地域医療構想と医療計画の関係の整理を行うこととしてはどうか。
 - ・ 新たな地域医療構想について、医療計画の記載事項の一つではなく、地域の医療提供体制全体の将来のビジョン・方向性を定めるとともに、医療機関機能に着目した医療機関の機能分化・連携、病床の機能分化・連携等を定めるものとする。新たな地域医療構想においても、介護保険事業支援計画等の関係する計画との整合性を図る。
 - ・ 医療計画について、地域医療構想の6年間(一部3年間)の実行計画として、新たな地域医療構想に即して、5疾病・6事業及び在宅医療、医師確保、外来医療等に関する具体的な取組を定めるものとする。

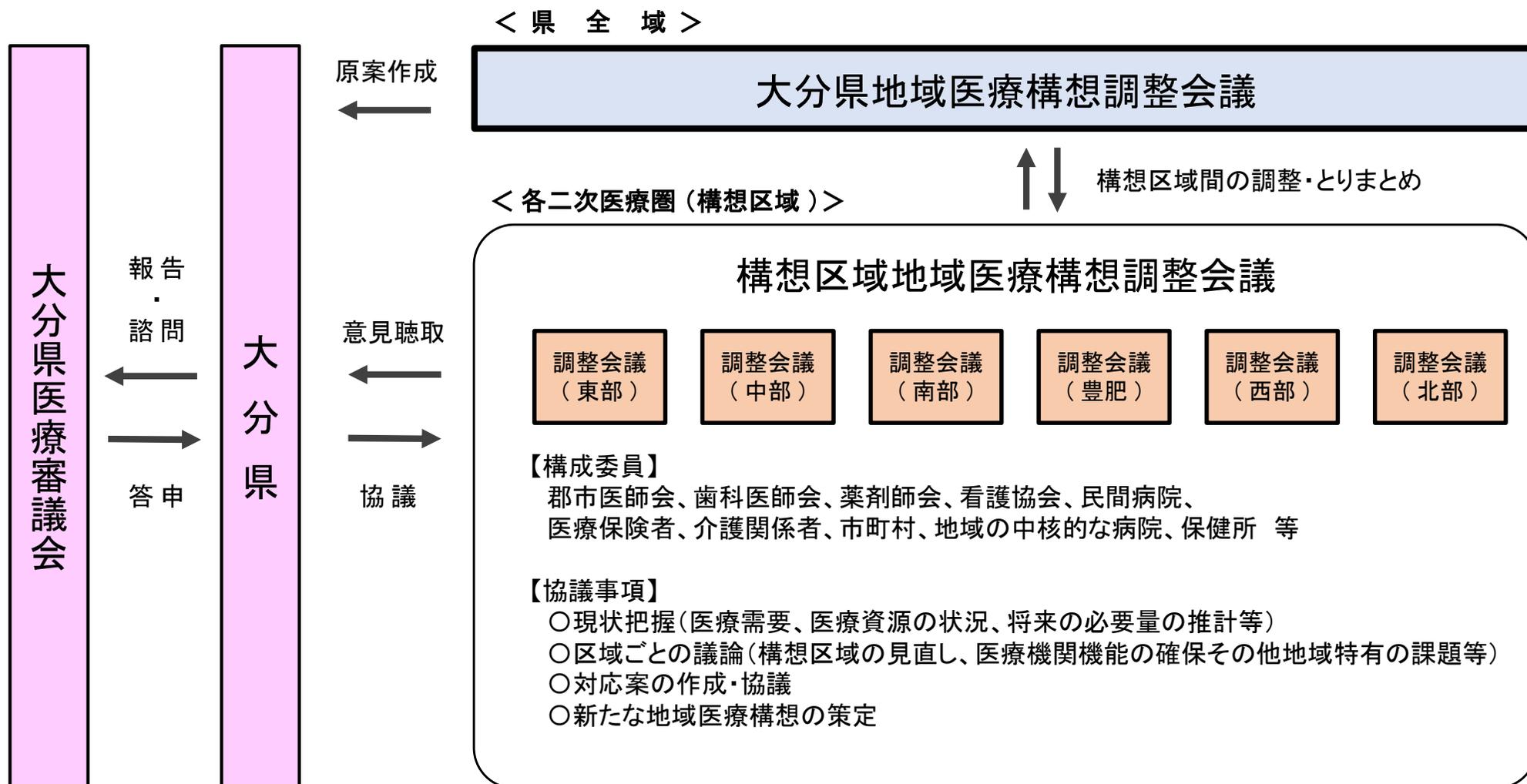


新たな地域医療構想と医療計画の進め方(案)

- 新たな地域医療構想について、令和7年度に国でガイドラインを検討・策定し、都道府県において、まず令和8年度に地域の医療提供体制全体の方向性、将来の病床数の必要量の推計等を検討・策定した上で、それを踏まえ、令和9～10年度に医療機関機能に着目した地域の医療機関の機能分化・連携の協議等を行うこととしてはどうか。
- 新たな地域医療構想の内容について、基本的に第9次医療計画に適切に反映されるよう、地域医療構想の策定状況や医療計画の取組等に係る課題を国と県で共有することとしてはどうか。医療計画のうち、5疾病・6事業については、個別の事業の課題を第9次医療計画に向けて継続的に検討し、必要に応じて見直しを行い、また、外来医療計画等の3か年の計画については、令和9年度からの後期計画に向けて必要な検討を行うこととしてはどうか。



- 各圏域ごとに関係者の協議の場として設置している「構想区域地域医療構想調整会議」において、意見聴取・協議を行う。
 - 「大分県地域医療構想調整会議」でとりまとめを行い、「大分県医療審議会」への諮問・答申を経て新たな地域医療構想を策定する。
- ※ これまでの入院医療だけでなく、外来・在宅医療、介護との連携等も含めた医療提供体制全体の構想となることから、策定体制、具体的な協議事項やスケジュールについては国の示すガイドラインの内容を踏まえて検討する。



1 計画の趣旨等

- (1) 趣 旨： 急速な少子高齢化の進展や医療ニーズの変化などに対応した、質の高い、効率的な医療提供体制の確保を図るために策定
- (2) 策定根拠： 医療法 第30条の4第1項 **(国の定める基本方針に即し、都道府県が定める)**
- (3) 位置づけ： 大分県長期総合計画の医療部門計画、大分県における医療諸施策の基本方針
- (4) 計画期間： 令和6年度～11年度（6年間） **在宅医療、外来医療計画、医師確保計画は3年間の計画。**

2 計画の主な記載事項

○ 医療圏・基準病床数

○ 5 疾病

がん医療
脳卒中医療
心筋梗塞等の心血管疾患医療
糖尿病医療
精神疾患医療

○ 6 事業及び在宅医療

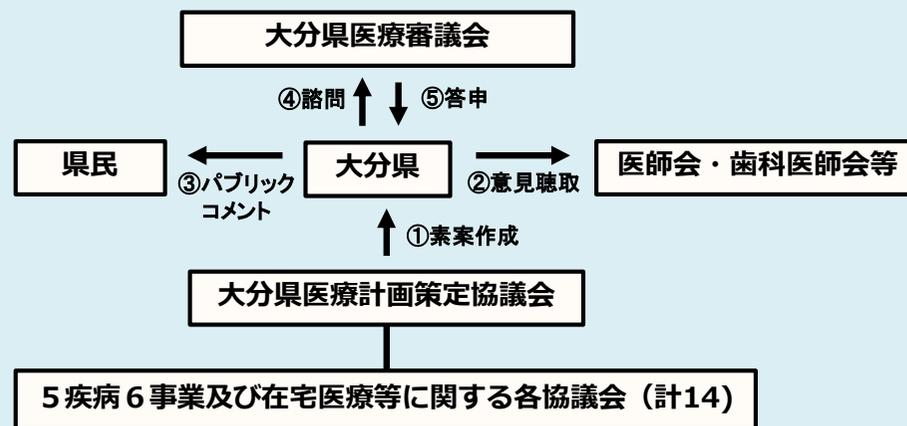
救急医療
災害医療
へき地医療
小児医療
周産期医療
新興感染症医療
在宅医療

○ 医師の確保（医師確保計画）

○ 外来医療提供体制の確保（外来医療計画）

※地域医療構想は医療計画の一部としてH28.6月に策定

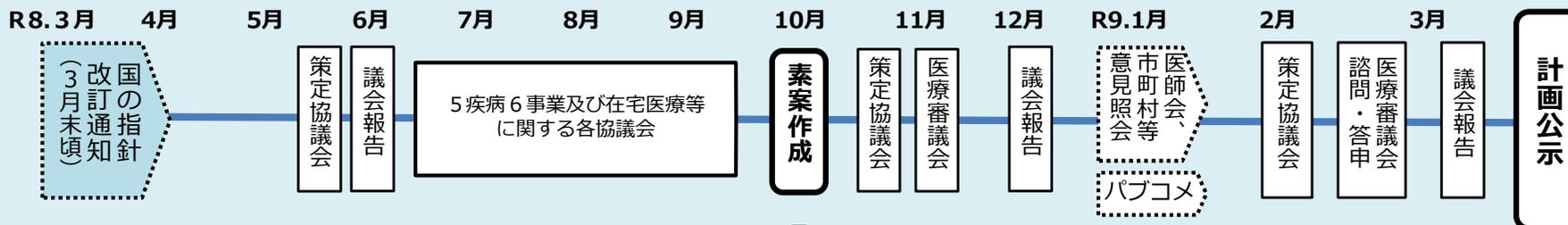
3 策定体制



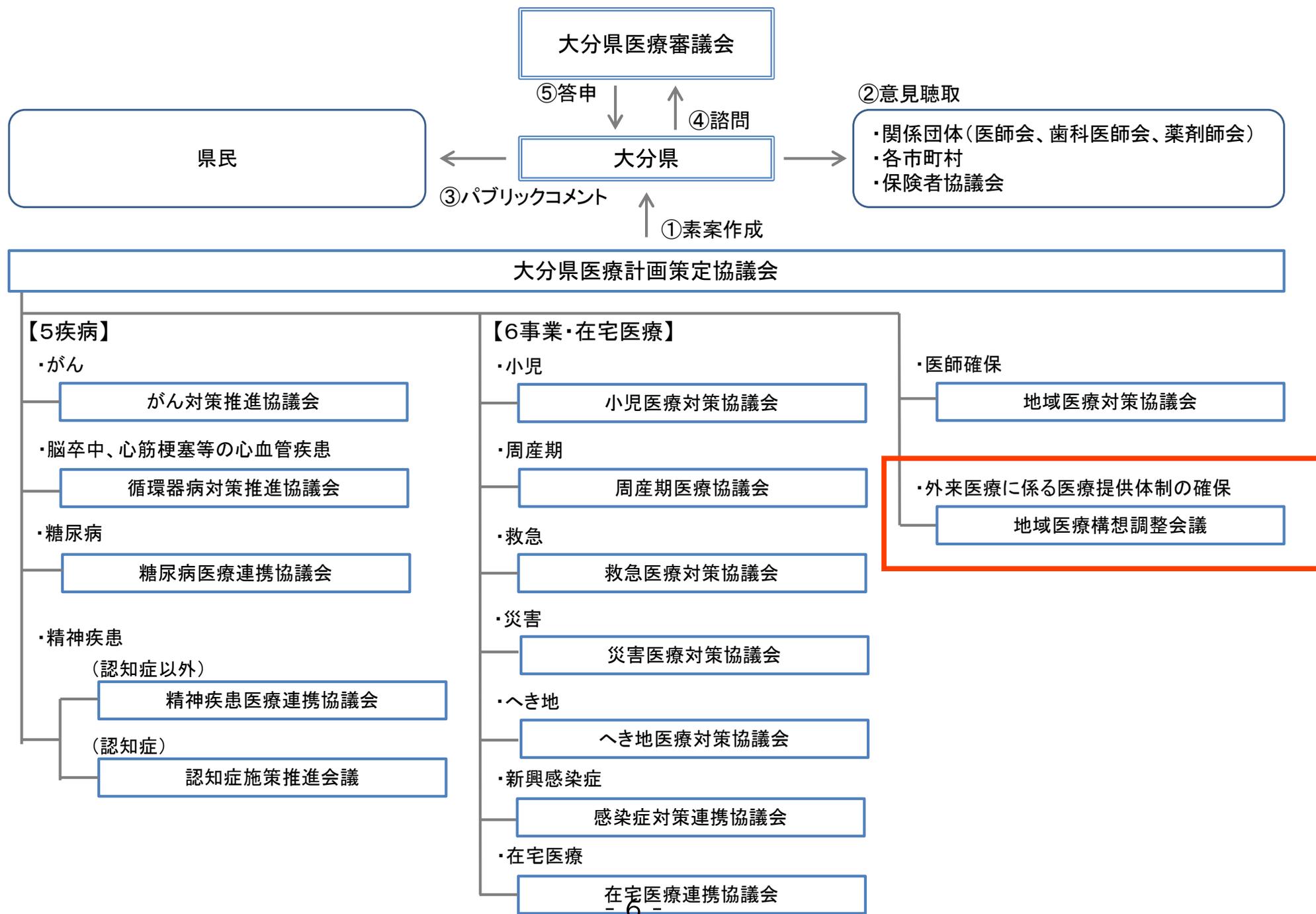
4 中間見直しの内容

国で検討されている指針の改訂内容を踏まえ、在宅医療、外来医療計画、医師確保計画を見直すほか、併せて全体の時点修正等も行う。

5 中間見直しのスケジュール



第8次大分県医療計画(中間見直し)の策定体制



令和8年度地域医療構想調整会議の開催時期・議題（イメージ）

※ 新たな地域医療構想に関する具体的な協議事項やスケジュールは国の示すガイドラインの内容を踏まえて検討・調整する。

	定例の議題等	新たな地域医療構想	外来医療計画
回数 (時期)		<p>➤ 国のガイドラインの発出(3月末)</p>	<p>➤ 国の指針発出(3月末)</p>
第1回 (7月頃)	<ul style="list-style-type: none"> ● R7年度病床機能報告の結果(報告) ● R7年度地域医療介護総合確保基金の実績(報告) ● 紹介受診重点医療機関の選定(協議) 	<ul style="list-style-type: none"> ● ガイドラインを踏まえた今後の進め方 	<ul style="list-style-type: none"> ● 外来医療計画(素案)について
第2回 (10月頃)	<ul style="list-style-type: none"> ● 病床機能再編支援事業(協議) ● かかりつけ医機能報告の結果(報告) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 新たな構想を踏まえた現状の整理等 	<ul style="list-style-type: none"> ● 外来医療計画(素案)について ※第1回の意見反映など <p><策定協議会・医療審議会(11月頃)></p>
第3回 (12月頃)		<ul style="list-style-type: none"> ● 構想区域について ● 医療需要・必要病床数の推計について 	<ul style="list-style-type: none"> ● 外来医療計画(素案)について ※医療計画策定協議会の意見反映 <p><パブコメ・関係団体意見照会等(1月頃)></p>
第4回 (2月頃)		<ul style="list-style-type: none"> ● 構想区域について ● 医療需要・必要病床数の推計について 	<ul style="list-style-type: none"> ● 外来医療計画(成案)について ※パブコメ・関係団体からの意見反映 <p><策定協議会・医療審議会(2~3月頃)></p>
		<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; text-align: center;">令和9年度以降も継続して検討</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">医療計画の公示</div>